

令和7年2月1日

各 位

牛久市長 沼 田 和 利
(廃棄物対策課扱い)

令和6年度「牛久市クリーン作戦」の実施について

日頃より、当市環境美化の推進にご協力いただき、深く感謝申し上げます。

さて、毎年3月は、霞ヶ浦・北浦流域及び牛久沼流域の全市町村において清掃大作戦が実施されております。当市においても、この趣旨に賛同し、水質浄化意識の高揚と市内全域の環境美化を図るため、「牛久市クリーン作戦」を下記のとおり実施いたします。市民の皆さんのご協力をお願いいたします。

なお、ここ最近の市内一斉清掃において、ご家庭から排出されたとと思われる不用品等（自転車や廃タイヤなど）が多く目立つようになっています。こういった不用品等につきましては、違反ごみ扱いとして回収いたしませんのであらかじめご了承ください。

また、たばこのポイ捨てなどに関する市への相談が増えております。ポイ捨て行為は環境美化を阻害するのみならず、不法投棄となった場合法律による罰則もございます。地域における環境美化への更なるご協力を重ねてお願い申し上げます。

記

1. 実施日時 令和7年3月2日（日）午前8時より ※小雨決行
※雨天等による態度決定は、地区の代表者にご確認下さい。
2. 実施内容 地域内の清掃（散乱ごみの回収）活動
 - ・道路や周辺の清掃
 - ・公園及び水辺等の公共の場の清掃
3. 集積場所 当日回収した空き缶等のごみは、指定袋に入れて、各ごみ集積所又は行政区指定の場所に集積してください。
※通常では収集しないごみ（タイヤ、バッテリーなど）があった場合には、区長もしくは地区の代表者の指示に従ってください。
※路上などに放置されている自転車や原付バイクは、遺失物扱いとなりますので、すぐさま回収せずに防犯登録証やナンバープレート、放置されていた場所などを区長もしくは地区の代表者に報告してください。
4. その他 地域の環境美化を目的とした活動ですので、ご家庭からの不用品等を排出することはご遠慮ください。